

入院患者の子の申し入れに基づく別の子の面会制限

メディカルオンライン医療裁判研究会

【概要】

認知症と診断されていた患者がうつ病で入院した。患者の実子は、患者が不動産に関する契約を進めていたことを心配し、「本人がよく分からないままに何かを書いたり印鑑を押したりするのが心配である」と自分以外の者と患者との面会を制限することを申し入れた。

病院職員はこの申し入れに従い、患者の養女による面会申入れを拒否したところ、養女は、病院を運営する法人に対し、同法人が正当な理由なく養女と患者との面会を妨害したとして、不法行為に基づき慰謝料160万円を請求した。

審理の結果、裁判所は、病院の面会制限措置は正当な理由に基づくものであったとはいえないとして、養子の請求を一部認容した。

キーワード: 面会, 個人情報保護, キーパーソン, 認知症, うつ

判決日: 東京地方裁判所平成24年3月7日判決

結論: 一部認容 (30万円)

【事実経過】

本件では事実関係についても争いはあるが、以下では裁判所が認定した事実関係を記載した。

年月日	経過
平成21年 10月23日	Hクリニックにおいて、患者Aは、うつ病との診断を受ける。 診断書には「うつ病により、うつ気分・意欲の低下、希死念慮・不眠・脱力感など心身の不調感が著しく、自発性も低下してきていることから、心身の介護に多大の労を要する」と記載された。
10月29日	Bは、Aを養親として養子縁組し、Aの養女となる(なお、裁判所が認定した事実ではないが、訴訟においてはBの母がAの妻であると主張されており、特にこの点が争われた形跡はない。したがって、Bは養子縁組前までAと全く親族関係がなかったものではなく、母を通じてAと血縁関係にあった可能性がある)。
平成22年 1月25日	Aが発熱し、I大学病院に救急搬送。 その後、Jクリニックに転院後、老人施設に入所。
3月11日	Aの実子Cが、Aの入院相談のためにK病院を訪れ、K病院の職員に対し、 ① Aの家族関係として、妻のほか、子としてC、BおよびDがいること

	<p>② Aの妻は、認知症であること(長谷川式簡易知能評価スケールで17点)</p> <p>③ Aは、平成9年ころ、Hクリニックでうつ病と診断され、平成21年ころ、同クリニックで認知症と診断されており(長谷川式簡易知能評価スケールで18点)、現在、成年後見人選任手続き中であること</p> <p>④ ネームプレートの使用はOKである</p> <p>などと述べた。</p>
3月24日	<p>付き添ったCが手続きの一切を行い、AがK病院に入院。</p> <p>K病院の看護師長Oが、AおよびCと面談した際、Cから、病室に面会に入る人を確認できないかとの質問があり、Oは、病棟はオープンなので面会する人をその都度チェックすることはできないと答えた。この時点で、AやCから面会制限の申し入れはなかった。</p> <p>同日、Bは建築会社の職員とともにK病院を訪れ、Aと病室で面会。</p> <p>この際、Aは建築会社との建築工事請負契約を合意解除した。Oはその際、Aの病室を訪れ、「ケイヤク」という言葉が発せられるのを聞いた。</p>
3月27日	<p>Cが、Oに対し、「本人がよく分からないままに何かを書いたり印鑑を押したりするのが心配である」旨告げて、面会制限を申し入れた。</p> <p>Aはこのやり取りをよく理解していなかった。</p> <p>Oは、C以外の者との面会を制限する措置を取ることを決定し、Aの病室を移動した。</p>
4月2日	<p>Bは、K病院医事課職員Pに対し、Aのアパートを建築会社に頼んで建て替えるための融資の話が進行中であり、施主であるAが病気入院中であるとの簡単な診断書の交付を依頼する文書を送付した。</p>
4月5日	<p>Bが、K病院を訪れ、Aとの面会を申し入れたが、Oは、Cの指示で面会させられないと述べた。</p>
4月13日	<p>Aは、長谷川式簡易知能評価スケールで20点の判定を受けた。</p>
6月16日	<p>Pは、Bに対し「依頼されたAの診断書については、当院入院に当たっての窓口がCであるので、依頼には応じられないので、3150円を返金させてもらう」旨記載された文書を送付した。</p>
6月25日 または26日	<p>K病院を運営する医療法人Lが、Bより送付された内容証明郵便を受領した。</p> <p>内容は、OからはCの指示で面会できないとの返答があったが、K病院としていかなる理由で面会制限をしたのか説明を求めるものであった。</p> <p>医療法人Lは、これに対して回答せず、Cに連絡して対処を求めた。</p>
9月8日	<p>Bの代理人が、医療法人Lに対し、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 面会制限措置は、医療法人Lの判断・指示によるものか、仮にそうである場合、どのような理由によるものか ② 面会制限措置が、医療法人Lの判断・指示によらない場合、誰の判断・指示によるものか、またその者は、具体的に医療法人Lにどのような理由を示したか ③ 面会制限措置が、A本人の判断・指示による場合、医療法人Lはその意思確認をどのように行ったか <p>について、書面による回答を求める内容証明郵便を送付した。</p> <p>翌日、医療法人Lはこれを受領したが、何らの回答をしなかった。</p>

【争点】

1. 医療法人LがBに対して面会制限措置を取ったことについて、不法行為が成立するか
2. 不法行為が認められた場合の損害額

【裁判所の判断】

1. 争点1(不法行為の成否)について

(1) 面会制限措置の根拠

医療法人Lは、K病院の取った面会制限措置について、医療法人Lが定める個人情報保護要綱によるものと主張する。しかし、同要綱は、どの個人の情報であるか特定できる情報の取扱いについて定めるもので、その情報にAの入院の事実が含まれるとしても、Aの病室を移動させて、既にAの入院の事実を知っている者について面会ができないようにすることが、同要綱に基づく措置であるとは認められない。

また、医療法人Lは、K病院の面会制限措置について、病棟管理権に基づく措置であると主張する。しかし、面会制限措置が病棟管理のためのいかなる必要に基づいてなされたのかは全く明らかにされておらず、医療法人Lの上記主張は失当である。

Cが、Aの入院に関しキーパーソンとして位置づけられるべきことはそのとおりであるとしても、キーパーソンはあくまで患者側の病院との主たる対応窓口というに止まり、患者本人の代理人ではないから、本件の面会制限措置は、キーパーソンからの面会制限の申入れがあったというだけでは正当化され得ず、結局その正当性は患者本人であるAの意思に求めざるを得ない。

(2) 面会制限措置がAの意思に基づくものか

CがOに面会制限措置を申し入れた際、Aは、その際のやりとりの中身をよく理解していなかったのであるから、Cの申入れがAの指示によるものであるとは認められないし、Aがこれを承認していたとも認め

られない。

また、Oは、Aについて、本人がよく分からないままに書面に書いたり、押印することが心配だとCから告げられていたものであり、認知症との情報も得ていたのであるから、仮に、CとOのやりとりをAが聞いており、Aがこれに反対しなかったため、上記申入れを了解したと考えたとしても、その場にいたAの意思を確認することは容易だったにもかかわらず、これを怠ったのであるから、その判断は軽率の誹りを免れない。

(3) 結論

以上によれば、K病院の取った面会制限措置は正当な理由に基づくものと言うことはできず、Bが娘として父親であるAに面会する権利を不当に侵害したものであるとして、医療法人Lは不法行為責任を負う。

2. 争点2(損害額)について

K病院の面会制限措置により、平成22年4月5日から同年9月初めまでの間、病気のAと面会し、見舞い、あるいは近況を伝えるなどのB自身の権利が侵害されたこと、K病院は、平成22年4月5日には上記面会制限措置の背景にBとCの対立があることを認識していたことが認められ、BとAの関係、その他本件に現れた一切の事情を考慮すれば、医療法人Lの不法行為と相当因果関係の認められる精神的苦痛に対する慰謝料額は30万円とするのが相当である。

【コメント】

1. はじめに

医療機関の入院患者には、想定される余命が短い患者も多い。そうすると、医療機関が患者の財産に関する争いの場になってしまうケースも散見される。例えば、患者が認知症等の影響で判断能力が低下している場合に、近親者や知人等が、患者に対し、

自己に有利な遺言を書くように求めたり、医療機関に対し「自分以外との面会は拒否して欲しい」等の要求がなされるなどの場合が想定される。

こうしたケースが生じた場合、医療機関としては、患者の診療については最善を尽くしながらも、財産争いからは距離を取り、板挟みになることは避けることが望ましい。そのためにも、個人情報の保護や患者の近親者の面会をする権利等に配慮し、場面に応じた的確な対応を取ることを心掛ける必要がある。

本裁判例は、そうした現場での判断のヒントとなるともに、面会制限を求める家族に対し、面会制限が違法となりうることを示す材料となると思われたため、本稿において紹介することとした。

2. 面会制限の正当化に関する本裁判例の理解

本裁判例は、入院患者の子には、入院患者と面会する権利が存在することを前提としていと考えられる。その権利の行使を正当な理由なく妨げた場合には、妨げた者に不法行為が成立し、それによって生じた精神的損害に対する慰謝料を支払う義務が発生することとなる。

本件では、面会制限措置の「正当な理由」が存在したかどうか大きな争点となっている。以下では、主に(1)個人情報保護の観点、(2)キーパーソンからの申入れの2点について、面会制限措置の「正当な理由」となりうるか、法的な解説を加えながら検討したい。

(1) 個人情報保護の観点での正当化

医療法人 L は、K 病院の取った面会制限措置について、医療法人 L が定める個人情報保護要綱によるものであると主張したが、裁判所はこれを認めなかった。

一般に、入院の有無や、病室の番号は、患者の個人情報やプライバシーに関わる情報にあたると思われる。個人情報保護法上では、患者の近親者であっても、患者にとっては第三者であって、患者の

個人情報やプライバシーを本人の同意なく近親者に知らせることは原則としてできない。また、プライバシーに関わる情報についても同意なく第三者に開示するべきではないと考えられる。

本件における医療法人 L の主張は、上述のような理解をもとに、B の面会を許せば、A の個人情報やプライバシーである入院の有無や、移動後の病室の番号を B に知らせることとなるから、B の面会制限をすることは正当であるとの主張をしているものと考えられる。もっとも、本件では、B は、A の入院当日、A の病室において A と面会していたのであり、既に A の入院の事実も、病室の番号も知っていたという事情がある。このような場合には、たとえ病室の移動後であっても、A は、B に入院の有無や病室の番号を知らせることについて同意をしていたと推定されるだろう。このように推定的な同意がある場合には、個人情報保護を理由に面会を制限することは困難であろう。

(2) キーパーソンからの申入れによる正当化

医療法人 L は、K 病院が取った面会制限措置は、病院がキーパーソンと判断した C の申し入れに基づくものと主張した。しかし、本裁判例は、キーパーソンは患者側の主たる対応窓口であって弁護士等の代理人ではないから、C からの申し入れがあったというだけでは面会制限措置は正当化されないと判断した。

キーパーソンの果たす役割は、患者自身の判断能力によって異なる面がある。患者に自己の行為の結果を判断する能力(意思能力)がある場合には、患者自身が治療内容や生活一般についての最終的な判断を行うのだから、本裁判例のいうように、キーパーソンはあくまで患者側の主たる対応窓口であるにとどまる。

一方で、患者自身に意思能力がない場合で、患者自身の意思を推定することもできない場合には、治療内容や生活一般についての判断は事実上近親

者が行うこととなり、キーパーソンは近親者の判断を病院に伝える窓口となる。

本件では、A について成年後見の申立てがされていたという事情はあるようであるが、長谷川式簡易知能評価スケールの数値からすると、認知症の程度は軽度であったとも思われ、A に意思能力がないとまではいえない状態であったことが推察される。そうであれば、面会の可否の判断も A 自身が行うのが原則であり(実際に本裁判例も、「正当性は患者本人である A の意思に求めざるを得ない」としている)、キーパーソンである C が面会制限を求めたとしても、それによって K 病院の面会制限措置は正当化されないと考えるべきである。

3. 施設の管理責任との関係

本件では、B が A と面会をして、不動産に関する契約を進めていたという事情があったようである。O としても、こうした事情を知っていたからこそ、C の「本人がよく分からないままに何かを書いたり印鑑を押ししたりするのが心配である」との説明に説得力を感じ、B の面会を制限したのではないかと推察される。

しかし、入院患者が認知症であっても、意思能力があれば、契約等の判断は自身で行うものである。そうすると、医療機関があえて契約等の機会を制限する必要はない。したがって、仮に本件で C の申入れを受け入れず B に面会をさせた結果、B に有利な契約が結ばれて A の財産が減少した等の事態になったとしても、被告が A の財産減少について法的責任を負うとは考えにくい。

4. 医療機関の取るべき対応

本裁判例をふまえれば、面会制限を求められた場合に医療機関が取るべき対応は、以下のようになると考える。

原則として、入院の有無や病室の番号は、個人情報やプライバシーに関わる情報にあたるため、入院の有無や病室を知らない者に対する面会制限は正

当化される。しかし、面会者が既にこれらの情報を知っている場合や、一般的に面会者に対しては病室を案内して面会を認めるという取り扱いをしている場合、または患者の推定的な同意が認められる場合など、個人情報やプライバシーの保護を理由に面会を制限するのが困難な場合については、別に考える必要がある。

まず、患者本人に意思能力がある場合には、面会制限を希望するかどうか、必ず患者本人に確認しなければならない。患者が面会制限を希望し、または面会制限を申入れた者に従って欲しい等の要望をした場合には、面会制限を行うことは正当化される。この際、患者に対する意思確認をしたこと、およびその結果は、カルテ上に記載しておくべきである。

他方、患者本人に意思能力がない場合には、まずは推定される患者本人の意思に従う。患者本人の意思を推定することが難しいときには、近親者の意思をふまえて判断することとなる。

この際に注意が必要なのは、キーパーソンはあくまで近親者の判断を伝える窓口であるから、面会制限の判断をする権限を独占してはいないことである。したがって、面会制限について、他の近親者がキーパーソンと異なる意見であることを知りながら、一方的にキーパーソンの意見に従い面会制限を行うことは問題である。例えば、キーパーソンが、他の近親者の面会制限を求めてきたという場合には、その近親者が反対することは明らかであるので、面会制限を行うことは避けるべきである(したがって、本裁判例で、仮に A に意思能力がなかったとしても、キーパーソンである C が B の面会制限を求めたという事実があるからといって、面会制限を正当化するのは困難であろう)。

なお、近親者以外の面会制限について、近親者間で意見が異なっているという場合、どのように対応すべきかは困難な問題である。まずは近親者間で意見をまとめるように促すべきであるが、それでも意見がまとまらないときや、近親者間でのやり取りが望め

ないようなときもある。こうした際の対応について、基本的には、医療機関が近親者間の対立から距離を置くためにも、面会制限を行わないという対応が望ましいケースが多いと思われるが、患者本人の利益を考え、面会制限を行うべきケースも想定される。このように、画一的に対応できるものではないため、判断に迷ったケースにおいては弁護士等に相談するなど、病院としてどのように面会制限の可否を判断していくかを指針に定め、指針に従って判断することを徹底する等の対応が考えられるだろう。

- ・ [超高齢社会における財産管理と資産承継について - 認知症リスクに備えた任意後見契約や家族信託の検討 -***](#)
- ・ [認知症の人等の「医療同意」について***](#)
- ・ [成年後見制度 生活困窮者や認知症の人の利益を守る***](#)
- ・ [改訂長谷川式簡易知能評価スケール \(HDS-R\) の実施法と臨床的有用性**](#)
- ・ [Volume. 8 家族間で意見が違ふときの対応***](#)

「*」は判例に対する各文献の関連度を示す。

5. 損害額

本裁判例では、面会制限された期間、K病院がBとCとの対立を認識していたこと、AとBとの関係、その他一切の事情を考慮し、Bの精神的な損害の額を30万円と認定した。個別の事情によるところであり、特に、面会制限を受けた者と患者との関係性は損害額に影響を与えうると考えるが、本裁判例の示した30万円という損害額は、類似事例での損害額算定上、一つの参考となる。

【参考文献】

- ・ ウエストロー・ジャパン
- ・ [「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」\(平成29年4月 個人情報保護委員会 厚生労働省\)](#)
- ・ [『「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に関するQ&A\(事例集\)』\(平成29年5月 個人情報保護委員会事務局 厚生労働省\)](#)

【メディカルオンラインの関連文献】

- ・ [46 席 コミュニケーションがとりにくい老年性認知症患者に対するアプローチ**](#)